

平成 25 年 6 月 28 日

環境省自然環境局長 伊藤哲夫殿
環境省大臣官房審議官 星野一昭殿
環境省自然環境局自然環境計画課長 亀澤玲治殿
「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」座長 磯崎博司殿

名古屋議定書に係る国内措置の今後の建設的な検討のために要望すること

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」委員

浅間 宏志
鈴木 健一朗
炭田 精造
西澤 義則
藤井 光夫
丸山 純一

我々は、名古屋議定書の国内措置への取組は、我が国の国民にとって大変重要なものであると考えている。環境省の「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」に委員として参加するよう依頼された際、本検討会の重要性を考え委嘱を受諾した。そのような経緯から、これまでの検討会においては国内措置のあり方の検討に資するため委員各自の立場から真摯に対応してきた。

しかし、検討会の開始から 10 ヶ月が経過した現時点で振り返ると、これまでの検討会では、国内措置のあり方に関して各委員が指摘する現実の問題点に対し、これを「国内措置のあり方」に具体的につなげることなく議事が進められてきた、と感じている。我々はこのことに深い戸惑いを覚えている。

このような状況の下、第 8 回検討会において、各委員からは、まだ、検討が不十分であって当初の予定で報告書を取りまとめることは難しい等の発言が相次いだ。これに対し、環境省星野大臣官房審議官は、「次のステップをまた我々は考えないといけない」とされた。このことから、我々としては、本検討会のこれまでの検討では不十分であり、今後はより慎重な検討を行うこと、また、本検討会終了後も、関係者、関係分野を交えた検討を継続する必要があること、が明確に位置づけられたものと理解している。

これらを勘案し、我々は、これまでの検討会の議事進行と運営等を踏まえ、名古屋議定書の国内措置に関する本検討会での検討、および、本検討会終了後に継続される今後の検討がより円滑に進捗しかつ充実したものとなるよう、下記のとおり、環境省及び座長に求めるものである。環境省及び座長におかれては、我々の真摯な気持ちをお汲みとりいただき、誠実に対応されるようお願いする。

記

1. 本検討会は、我が国の実態を踏まえた国内措置の検討をすべきである。そのためには、必要な時間をかけて検討作業を継続すべきである。

もし、名古屋議定書の批准と実施を急ぐあまり、我が国の学术界と産業界の実態とかけ離れた非現実的な国内措置を定めるようなことがあれば、日本の学术界や産業界を混乱に陥れ、深刻な悪影響を与え、結果として国民に対して測り知れない不利益をもたらす危険性がある。現在の国際および国内状況ともに、拙速に国内措置の検討を進めるべき事態ではない。我が国として、今後、必要な時間をかけ、実態を踏まえた検討を行うことが必須の状況にある。下にその理由を挙げる。

- ① 利用国としての国内措置を検討するためには、提供国の ABS 国内法あるいは規制要件を参考にすることが重要な前提条件であるが、現在はその前提条件すら整っていない。名古屋議定書批准国(18カ国)のうち、名古屋議定書に基づいた法令制度を整備した国はまだ存在しない。
- ② 欧州連合(EU)が利用国国内措置の先行事例ともなる EU Regulation(案)を昨年10月に公表した。現在、欧州議会(EP)が10月の投票に向け EP 修正案を検討中であり、さらに EU 理事会による審議も経ねばならないため、今後の EU Regulation(案)の見通しはまだ不透明である。
- ③ 名古屋議定書の重要条項には、解釈上、不明確かつ曖昧な文言が数多く存在する。国際的には各国それぞれが解釈等の検討途上にあり、これら条項の明確性と確実性は現段階では十分に確立されていない。我が国も自身の判断力を駆使して、これら条項の解釈について様々な観点から精査すべき状況にある。
- ④ 国内措置のあり方の検討にあたっては、特に、「遺伝資源の利用」に関する各分野の実態把握が必須である。それは、「遺伝資源の利用」は多岐にわたり、かつ、それらと既存の制度等との関係が複雑なためである。しかし、検討会において、そのような実態把握に基づく検討がまだなされていない。

2. 本検討会の議事進行と運営方法を改善すべきである。

これまでの本検討会の議事進行と運営方法を踏まえ、建設的な会合となるよう以下に改善すべき事例を挙げる。

- 1) 「検討会が、何を目指し、どのように議論し、どのような手順でとりまとめ、そのアウトプットは政府内での検討過程においてどのように位置づけられるのか」について明確な説明がなかった。この時点で再度、これらを明確にして頂きたい。
- 2) 検討会の議事進行において、今後は、一つの項目の議論から別の項目に移る前に、先ず、議論された項目に関する委員の意見をきちんと書面で整理する手配を終えた後に、次の項目に移るべきである。これまでの検討会では、そのよう

な手順がきちんと踏まれなかった。

- 3) 各会合の終了時に、次回会合の議事に関して、「何を目指し、何について議論し、どのような手順でとりまとめるのか」を明確にすると共に、各会合の冒頭において前回会合の議事録を提示し、また、現会合の議事次第案について委員が質疑し承認する時間を確保することを本検討会のルールとすべきである。
- 4) 本検討会の取りまとめにおいて、委員による意見を踏まえ、それを取りまとめに具体的に反映させるべきである。もし、そうしなければ、委員の参加の意味がなくなるのではないか。
- 5) 事務局は、委員の意見を中立な立場で反映させた取りまとめを行うべきである。事務局が特定の方向に結論を誘導するべきではない。また、これまでの検討会資料である「国内措置のあり方に関する論点整理について」は、各委員の合意を得て作成されたものではない。事務局が作成したメモとして位置づけられる性質のものである。委員の意見の取りまとめにおいては、これまでの各会合の議事録も重要資料として参照するべきである。また、委員が新しく意見や要望を追加したい場合には、これを受け入れるべきである。
- 6) これまでの検討会では、開催日の直前になるまで資料が配布されないことが多く、委員は事前に十分な準備ができないまま検討会に臨まざるを得なかった。今後は、委員に対し十分な時間的余裕を確保するべきである。例えば、委員への資料（前回会合の議事録及び今回会合の議事次第案を含む）の送付は、遅くとも、会合の10日程度前までに配布すべきである。
- 7) 委員からのコメント、質問等に対し、事務局あるいは座長がその場で回答できない場合は、次回会合において確実に回答することを本検討会のルールとすべきである。
- 8) 今後、国内措置に関する重要な課題について体系的な手法で検討するべきである。例えば、重要な課題の事例として以下が挙げられる。
 - ① 議定書の批准の意義と日本の国益の関係
 - ② 国内措置の目的と目標の明確化
 - ③ 国内措置の目的と目標を達成するために取り得る選択肢の整理
 - ④ それぞれの選択肢についてのメリット、デメリットを行政関係者、学术界、産業界等の観点から整理
 - ⑤ 国益としてのメリット、デメリットの総合的な議論

3. 「取りまとめ」に関して

「取りまとめ」は「今後の検討に向けた中間取りまとめ」とすべきである。

- 1) そもそも、報告書を取りまとめるためには、実態把握を行いその結果を踏まえて、本質に迫る議論をすることが必須である。それによって関係者間での共通理解が深まり、その共通理解を踏まえて取りまとめが可能になるのである。現時点では、そのような共通理解がまだ形成されていないと考える。
- 2) これまでの議論では、国内措置の対象範囲、関係分野等が極めて不明瞭である。

今後は、実態を踏まえた議論を深め、国内措置の対象を明確にすることに時間を割くべきである。例えば、今後の進め方に関して、以下を明記すべきである。

- ①国内措置の対象範囲について。例えば、国内措置に関係する主要な学術分野や産業分野の具体的な課題を、対象範囲としてイメージできる程度まで実態を把握すべきである。
- ②そのためには、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先課題として取り上げ、それを先行させる等、取り組みを効率化すべきである。
- ③今後の検討の具体的な進め方（時期、目的、メンバーの広がり、運営方法等）を示すべきである。

以上